

熊本県公報

号外 第7号の2
平成18年3月7日(火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県会計規則の一部を改正する規則……………(会 計 課) 1
- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) 1

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第6号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「令第158条第1項」の次に「又は第158条の2第1項」を加え、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、「証明書」の次に「(以下「証明書」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、歳入徴収者が特別の事情があると認めるときは、証明書を交付しないことができる。

第29条第1項中「払込書」の次に「(当該払込書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加え、同条第2項中「委託徴収(収納)計算書」の次に「(当該委託徴収(収納)計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加え、同条第3項中「前条第2項の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項ただし書の規定により証明書を交付しないこととしたときは、この限りでない。

第130条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、歳入徴収者が特別の事情があると認めるときは、これらの帳簿に代えて、徴収事務等受託者が現に記録している帳簿によることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第7号

熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の2の次に次の1条を加える。

(収納の事務の委託)

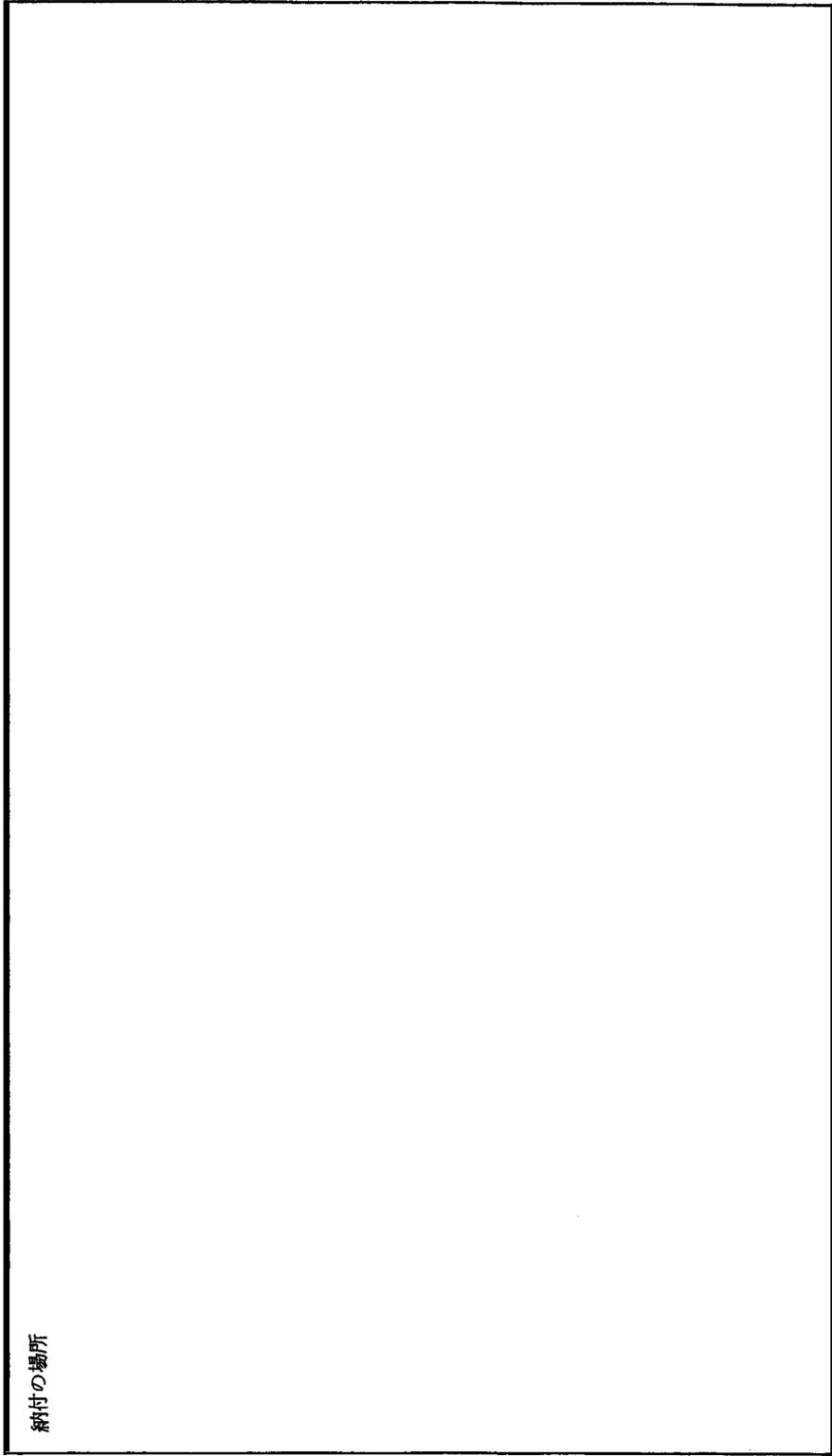
第2条の3 地方自治法施行令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 委託する収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、安定的な経営基盤を有していること。
- (2) 普通地方公共団体の収納の事務又はこれに類する事務を受託した相当の実績を有していること。
- (3) 県の指定する方法により、収納に係る事項を帳簿(当該帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。)によって正確に記録し、遅滞なく、県に報告し、かつ、収納した県税その他の徴収金を指定金融機関に払い込むことができる事務処理体制を有していること。

(表2)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">自動車税納税通知書兼領収書</p> <p style="text-align: center;">〒 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 20%;">調定年度</td> <td style="width: 20%;">登録番号</td> <td style="width: 20%;">納期</td> <td style="width: 40%;">限</td> </tr> <tr> <td colspan="2">賦課の根拠</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地方税法第145条及び 熊本県条例第99条</td> <td>延滞金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>合計額</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">上記のとおり課税しましたので、納期までに裏面に記載の納付方法で納めてください。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">熊本県自動車税事務所長</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center;"> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p style="margin-top: 20px;">収入印紙は不要</p> <p style="font-size: small;">納税者交付用</p> </div> </div>	調定年度	登録番号	納期	限	賦課の根拠		税額	円	地方税法第145条及び 熊本県条例第99条		延滞金額				合計額		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">自動車税納税証明書 (継続検査用)</p> <p style="font-size: small;">※下記の登録番号の自動車について、領収日付のあるものについては、自動車税の滞納がないことを証明します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">前年度までの 収納状況</td> <td style="width: 50%;">引 附</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">熊本県自動車税事務所長</p> <p style="margin-top: 10px;">自動車登録番号</p> <p style="margin-top: 10px;">車台番号</p> <p style="margin-top: 10px;">有効期限</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center;"> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p style="margin-top: 20px;">領収日付印</p> <p style="font-size: small;">納税者交付用</p> </div> </div>	前年度までの 収納状況	引 附		
調定年度	登録番号	納期	限																		
賦課の根拠		税額	円																		
地方税法第145条及び 熊本県条例第99条		延滞金額																			
		合計額																			
前年度までの 収納状況	引 附																				

(裏1)



納付の場所

(類 2)

ご案内(別添のお知らせもご覧ください)

1 延滞金

納期限までに納付されない場合は、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます

年の延滞金は、納期限の翌日から1月を経過する日まで年 %、その後ば年14.6%の割合で計算されます。

2 滞納処分

納期限までに完納されない場合は、地方税法第165条及び第167条の規定により督促及び滞納処分を実施することになります。

3 自動車税の脱税に関する罪

詐欺その他の不正行為によって、この税の全部又は一部を免れた者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科されます。

4 身体障害者手帳等をお持ちの方へ

身体障害者手帳等をお持ちの方は、申請されると減免を受けられる場合があります。

申請期限 年 月 日() (自動車税の納期限後30日を経過する日)

5 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、熊本県自動車税事務所を經由して提出してください。

この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代訴者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後であれば提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この証明書は車検の時に必要です。大切に保管して下さい。
車検の際には、右の点線部分をはさみ等で切り取ってお使いください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号の8様式及び別記第3号の4様式の改正規定は平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

